

「いじめ防止対策推進法」をもとに、学校全体でいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することを目的とする。また、在籍する生徒がいじめを受けているときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を負うものとして、南戸塚中学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○ いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○ いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わりあいの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせる等、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 組織

特別委員会の一つとして、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

○ 構成員

校長・副校長・学年主任・生徒指導専任・生徒指導部長・養護教諭・学年生徒指導担当教諭・スクールカウンセラーまた、必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

○ 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめ事案に対して、組織的かつ実効的に取り組む中核の役割を担うこと。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担などを行うこと。
- ・重大事態が起こった場合には、いじめ防止対策委員会が中核となって調査等を行う。
- ・「いじめ防止対策委員会」は常設とし、月1回以上定期的を開催する。
- ・学校長は、組織的に対応方針を決定し、記録を作成し、進捗管理する。

3 いじめ防止のための取組

(1) 生徒一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む。

- ・達成感、成就感が持てる生徒会活動、行事、部活動等の教育活動に取り組む。

(生徒会本部、専門委員会、体育大会・青南龍ソーラン隊、文化発表会、部活動部長会を核として)

- ・達成感、満足感が持てる授業を行う。

(授業力の向上、教科指導の充実、学びの方法の教授)

(2) すべての教育活動に通じた道徳教育、体験活動等の充実を図る。

- ・「いじめは、どの集団、どの学校、どの学級でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、日頃より生徒との関わりを密にし、情報収集を徹底する。
- ・「命」の教育を道徳に位置づけ、全校で「いじめ」についての学習に取り組む。
- ・校外行事等を通じた仲間作りを推進する。
- ・インターネット等の倫理性の教育を推進する。
- ・いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえ、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つようにする。

(3) いじめ未然防止・早期発見のための対策を講じる。

- ・いじめはどの子どもにも起こり得るという事実、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを踏まえて未然防止・早期発見に努める。
- ・定期的にアンケートを実施する。
- ・教育相談を実施する。(年3回)
- ・個人面談を実施する。(7月、12月)
- ・各学年の情報を全職員で共有する。
- ・スクールカウンセラーとの連携を図る。

(4) 生徒会主体の活動を推進する。

- ・生徒の意見・考えを話し合うために「意見BOX」を設置し、その取り組みを推進する。
- ・各学年学級委員会等で年間を通し「いじめ」について投げかけを行う。
- ・あいさつ運動を実施する。

(5) 協力・連携による活動を行う。

- ・全生徒が「安心して、豊かな」学校生活を送れるよう、いじめのない社会実現に向け、学校は行政機関や警察、児童相談所、保護者、地域等と協力・連携して活動する。
- ・保護者は、「パートナー」という基本認識に立つ。
- ・必要に応じて、教育委員会、区役所、警察、児童相談所等の関係機関と連携した解決や対応を行う。

(6) 学校評価、学校運営改善の実施

- ・学校評価における組織的な取組の視点、学校いじめ防止基本方針に基づき評価し、学校運営改善へとつなげる。
- ・教員評価における日常の生徒理解、情報共有、組織的な取組の視点に立つ。

(7) 策定した「いじめ防止基本方針」は、ホームページで公開し、入学時、年度のはじめに生徒・保護者へ説明する。

4 いじめに対する取組の具体化

(1) いじめに対する処置

教職員は、いじめの兆候や疑い、訴えがあった段階で、直ちにすべて「いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校長のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定する。

(2) いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいること」、「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされるまで、解消とはせずに見守る。

(3) 特に配慮が必要な生徒

いじめはどの子どもにも起こり得る可能性があり、次の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒に対し、適切な支援、保護者の連携、周囲の生徒への指導を組織的に行う。

- 疾患やその疑いのある生徒。
- 発達障害を含む、障害のある生徒。
- 外国から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者をもつ等の外国につながる生徒。
- 性的指向・性自認等に係わる生徒。
- 東日本大震災等により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある時。
- いじめにより、30日を目安とした期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時。

(2) 重大事態の判断

重大事態に該当するか否かの判断は、学校または横浜市教育委員会（学校教育事務所、人権教育・児童生徒課）が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

(3) 重大事態の報告

重大事態の発生により調査を行った場合、学校は教育委員会に報告する。

(4) 調査を行うための組織

学校主体の場合は、原則として「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

(5) 調査結果の提供および報告

- いじめを受けた生徒および保護者への適切な情報提供を行う。
- いじめを行った生徒および保護者への説明を行う。
- 調査結果は、教育委員会へ報告する。
- 調査結果の公表に関するガイドラインを策定する。

6 年間計画

| 月 | 活 動 内 容 |
|---|---------------------------|
| 4 | 生徒指導研修、アンケート及び教育相談、家庭訪問 等 |
| 5 | 家庭訪問で得られた情報のまとめ、学家地協 等 |
| 6 | 教育相談、学警連 等 |
| 7 | 個人面談、生活に関わるアンケート 等 |
| 8 | アンケート及び教育相談 等 |
| 9 | 戸塚区領域研究会による研修 等 |

| | |
|----|--------------------------|
| 10 | アンケート及び教育相談 等 |
| 11 | 授業参観・教育懇談会、保護司との連絡 等 |
| 12 | 個人面談、いじめ解決のための生活アンケート 等 |
| 1 | 小学校との情報交換 等 |
| 2 | 生活に関わるアンケート 等 |
| 3 | 新入生保護者説明会 いじめ防止基本方針見直し 等 |

7 その他

この南戸塚中学校いじめ基本方針は、今後少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて改定していくものとする。